

見附市選挙管理委員会告示第44号

令和7年11月30日執行の見附市長選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことと定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年11月23日

見附市選挙管理委員会
委員長 佐野 真砂子